

平成28年3月

橋本市教育委員会定例会会議録

平成28年3月29日

教育委員会定例会会議録

開催日時 平成28年3月29日(火) 午前9時00分～

開催場所 橋本市教育文化会館 4階 第7展示室

出席委員 教育長職務代行者 清田 信
委員 森田 知世子 米田 恵一 中尾 悦子
教育長 小林 俊治

出席職員 教育次長 坂本 安弘 文化スポーツ室参事 森中 寛仁
教育総務課長 櫻井 康雄 学校教育課長 辻脇 昌義
社会教育課長 水林 正美 社会教育課長補佐 中田 幸
文化スポーツ室長 海堀 不二夫 文化スポーツ室長補佐 大西 基夫
教育総務課長補佐 廣畑 美佐 教育総務課主任指導主事 坂本 利一

1 開式

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報告事項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 平成28年度当初予算について

5 付議事項

議案第1号 学校医等の移動及び委嘱について

議案第2号 橋本市社会教育委員の委嘱及び解任について

議案第3号 橋本市スポーツ推進審議会お音の委嘱について

議案第4号 橋本市スポーツ推進委員の委嘱及び任命について

議案第5号 橋本市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第6号 橋本市指定文化財の指定について

議案第7号 橋本市生涯学習推進計画の承認について

議案第8号 橋本市教育委員会関係規則の改正について

議案第9号 平成28年度橋本市教育委員会活動方針について

6 その他

教育委員の3月議会での承認について

人事関係について

会議の概要

開会 午前9時00分

事務局

3月定例会を始めたいと思います。
本日の会議録の署名は清田委員にお願いします。
それでは報告事項に入らせて頂きます。
報告第1号教育状況について 教育長よろしくをお願いします。

教育長

それでは、最近の教育状況について報告します。

事務局

まず、3月8日（火）と18日（金）に行われました市内小中学校の卒業式へのご出席ありがとうございました。特に、西部中学校・橋本中学校・学文路中学校につきましては、最後の卒業式ということで、感慨深く・記憶に残る卒業式であったと思います。また、この3校につきましては、24日（木）閉校式を行いました。閉校式へのご出席ありがとうございました。約70年に渡る各校の歴史に幕を落としたということになり、橋本市の教育の歴史的節目の年度となったと考えます。今後、橋本中央中学校が統合の成果として、子どもたちの成長に大きく寄与できるように、教育委員会も力を注いで行きたいと考えます。

米田委員

3月市議会は2月29日（月）に開会し、3月25日（金）に閉会しました。教育委員会には8名の議員から一般質問がありました。その内容につきましては、別添資料でご覧頂き、ご意見・ご感想がございましたらよろしくをお願いします。また、来年度から教育と福祉の連携強化・家庭教育支援のために、中央公民館3F第4研修室をそのための専用室に使用する条例（橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例）が承認されました。

教育長

3月18日（金）に文教厚生委員会が開催され、審査・協議事項で、請願第6号として高野口地区公民館運営に関する請願について 報告等で・橋本市教育大綱について・新学校給食センターの施設整備（炊飯機能及び見学施設等）について・文教施設・社会体育施設の使用状況について）がありました。請願第6号については、文教厚生委員会として取り上げることに決定し、議会で賛成多数で請願が通過しました。このことについては、別添資料を参照して下さい。

3月4日（金）に管理職の人事について付議させていただきましたが、3月24日（木）には、小中学校の内示を行いました。

人事異動の詳細について、少し報告させて頂きます。別添資料をご覧ください。まず、校長についてですが、昇任・採用が4名（昨年度5名）、管内異動が5名（昨年度0名）管外からの転入0名（昨年度1名）管外への転出0名（昨年度1名）です。次に教頭ですが、昇任・採用が3名（昨年度4名）管内異動が6名（昨年度4名）管外からの転入0名（昨年度0名）管外への転出1名（昨年度0名）です。続いて、退職者ですが、校長6名（昨年度5名）教頭1名（昨年度0名）教諭27名（昨年度15名）内、小学校20名（定年退職11名・早期退職9名、定年退職の内再任用7名・市内小学校再任用合計11名）中学校7名（定年退職7名、内再任用4名、市内再任用合計5名）養護教諭4名（昨年度2名）（定年退職1名・早期退職3名、内再任用1名）事務職退職2名（昨年度2名、定年退職2名、内再任用2名）退職者合計40名（昨年度22名）です。

米田委員

教育長

新規採用者は小学校で8名、中学校で1名、養護教諭1名の計10名（昨年度小学校12名、中学校8名、計20名）加配教員・県費非常勤講師、市非常勤講師の配置状況並びに特別支援学級設置状況は別添資料のとおりです。

次に、3月25日（金）に市の異動の内示がありました。本年度は教育委員会職員の異動が多くありました。次長が新しく設置された危機管理監として市長部局に、また、新たに教育次長の名称を教育部長に変更することとなりました。異動につきましては、別添の異動表をご覧ください。

以上、本日も付議事項等多くありますが、よろしく願い申し上げ教育状況の報告とさせていただきます。

報告第1号について何か質問等はございませんか。

米田委員

高野口の公民館について、議会での経緯について説明を頂きたいです。

事務局

市の財政危機については後ほど説明をさせていただきますが、各課で10%削減をするという話になりました。基本的には財政の再建が目的です。財政の再建に向けての教育委員会事務局で様々な協議を行いました。例えば、就学援助の金額を少なくするとか、いろんな教育が行われて、矛盾なくできることだけをやっ払いこう、という形でお話をさせていただきました。その中に、高野口の公民館の夜間利用を5日から3日にできないかと、ということで高野口地区公民館長からお話を頂きました。5日の利用の中で活動をして頂いている方々で、違う場所を提供して、サークルにも理解を頂けば、5日から3日にできるので、超過勤務が年額で44万円になるのですが、これが削減できるということで、提案をさせて頂いたというお話です。ただ、その中で一部の団体から異議の申立てがあって、「それは困る」ということです。その団体もいろんな所、例えば名古屋教育集会所であったり、児童館、伊都中央高校など、それぞれを使って頂ければとお願いに当たっているところなのですが、納得してもらえていない現状です。私達の意図としては、これは規則ですので、1つ目は肅々と、5日を3日にさせて頂くと思っています。いわゆる基金条例は否決されましたが、これから公民館活動が非常に大事になります。職員が居るのが公民館活動の基本だと思います。他の所ではまさにボランティア的な館長を置いているのですが、職員としてはほとんど配置をしていないと思いますが、橋本市の社会教育の中での公民館の発達というのは大変大きなことだと思いますので、この1年をかけて、答申を頂いて、今後どうしていくのかを検討をしてきたいと思います。

米田委員

議会からはどんな話が出ていますか。

教育長

資料をご覧ください。2枚続いたの公民館の規則なのですが、橋本市立公民館設置及び管理条例施行規則ですが、この第4条に「橋本市立公民館の利用時間を午前9時～午後10時までとする。ただし、夜間の利用は週2日にする」という条文

があります。それと第3条に「全公民館の地区公民館長は次の事項について専決することができる。」公民館長の専決事項が13あります。その中の4番、「職員の時間外勤務命令に関すること。」これは公民館長の専決事項でございますので、自分達でこうするというのは基本的には規則に違反します。高野口公民館長にすべて責任を委ねられるということではないのですが、公民館長の専決事項であることです。これは規則でありまして、条例でないので、例えば、誓願が通ったとしても、その誓願通りにしなくてはいけない、というわけではないです。今回については陳情を受けました。陳情があれば、大体無理ですよ、となったら、諦めて頂きたいのですが、今回については陳情プラス誓願が出された。その誓願についての報告については委員長報告についてのキの誓願第6号の所で、こういうお話が議会でされたということを書いています。随分長い文章なのですが、せつかくないので、読ませてもらいましょうか。

米田委員 はい。ちょっとわからないのでお願いします。

事務局 (別紙「誓願第6号について」資料より説明)

米田委員 これはいろいろ現場の方々を聞いてみると、こちらの書き方の表現が自分的な考えなのですが、ここの橋本市の新しい生涯教育の所にも、市民さんのアンケートと出ています。例えば、「今後あなたがそこでも楽しく学び続ける・・・」という所で、例えば、施設の充実の差という所に、一番回答数が多いですよ。開館時間の所と逆行をしているのです。あそこを利用されている方々について、我々名倉地区の人にとって昔の高野口の役場でもあるので、本場になるのです。公民館を使う側にとって、もう少し考えて欲しいかと。お願いしたいと思っているところでございます。

教育長 他に報告第1号について何かございませんか。

事務局 よろしいですか。
それでは報告第2号に入らせて頂きます。教育長お願いします。

教育長 それでは報告第2号からは私が進めさせていただきます。

教育次長 (別紙「平成28年度当初予算について」資料より説明)

教育長 只今の報告でご意見ご質問等ございませんか。

清田委員 改修工事というのは額として、毎年このような額で推移しているのですか。ものすごく変動はあるのですか。

教育次長 変動はあります。建物の改修とかがありますので、ただ、教育委員会をご存知の

ように圧倒的に施設数が学校も含めて多いので、ある一定の額は確保をしておかないと、工事費用がないということになりますので、これは長いスパンの話で一定の額ということではないです。

清田委員 将来的にも、ということですね。

教育次長 はい。

清田委員 それから、毎年いろんな行事をやっていますね。こども祭のようなものや冒険村。そういうのを一定の割合で、カットをされているのですか。

教育次長 それぞれ各課で、一律にカットというわけでもないので、今回の場合は「各課で自分の所で削減できるものを提案してください」という話がありましたので、それぞれの課において削減をする計画をつくって、教育長と私で考えさせてもらいました。一律でカットではないです。

清田委員 新規として、イベントを企画するという時に、予算はつきそうなのですか。そういう見込みはありますか。

教育次長 古いものをいつまでもやり続け、新しいものを全く取り入れないというのはなくて、新しいものは新しいものとして必要であれば、やっていくということになります。ただ、市の単独のお金で、というよりも何か使える財源を自分らで探してくるということが必要と思います。財源があって、新しい事業をすとかです。

教育長 このままだと平成29年から30年にかけては赤字団体と申しますか、財政再建団体になりますので余計な所を省いて、大事な所をどうするのかという、そういうことでの予算立てしています。

米田委員 教室のエアコンの設置が当分停止と聞いたのですが、これは予算の問題ですか。

教育次長 一旦中学校の設計は取りかかりました。その後、いろんな状況があって、今は一時中断という形になっています。

米田委員 中断ですか。計画はまだ全然目途がたっていないということですか。

教育次長 いずれ、再開という財政状況次第で可能性はありますが、完全に計画がなくなったというわけでもないので、一時的になっています。

米田委員 いつも思うのですが、お金がないからできない。お金があるからできる。それだけの予算をもって、今と同じサービスを提供できるように、例えば、先程の公民館であれば、8時～5時までを定時とするのであれば、夕方～晩にかけて定時にする

とか。民間はみんなそう思っているのですよ。だから、そういう意味でも、学校でも、例えば、季節の良い頃合いで、夏に暑くなると午前中に終わるとか、そのような形で、無い金でいかにやって行くのかと。こういう視点で考えていかないと、橋本市の中で金がないからあれができない、これができない、ということになります。惨めになってきているような気がするのです。要するに、頭を使えということです。

教育次長 市の規定というのがありまして、教育委員会で独自にやるという、例えば公民館でこういうことをしてとか、やり方としては可能かと思うのですが、高野口地区公民館以外の地区公民館7館は3人態勢で、それも全員が揃うのは週に3回程度で、休暇と指定休などがありますので、1人もしくは2人の体制になってしまいます。教育委員会としては平等な形でと各館共に考えておりますので、その辺の体制というのを根本的ですが、考慮をしていこうかと思えます。

米田委員 これは誰の為のサービスかということです。

教育長 予算でご意見等、ご質問等ございませんか。

それでは、付議事項に入らせて頂きます。

事務局 すみません。教育長、1点、前回2月定例会に社会教育課長から説明をして頂いた部分で訂正したい部分がありましたので、一旦入れさせてもらってもよろしいですか。

教育長 はい、どうぞ。

社会教育課長 前回、米田委員がおっしゃった新聞の切抜きのことですが、県内46カ所と新聞には載っていますが、橋本市には1カ所あり、本当は5カ所あるのですが、橋本市は1カ所で46分の1と言わせて頂きました。しかし5カ所あれば、46分の5という勘定になるということでした。県によるのですが、概ね46カ所ということで、46を超えても、下回っても、大丈夫ということでした。よって、2月中、その後も含めてですが、地区公民館に事業の説明させて頂いております。正式名が「子どもの居場所づくり推進事業」ということで、100%の補助金ということで、一応、28年度は高野口地区公民館、あやの台小学校、隅田小学校、恋野小学校の計4カ所で実施予定です。以上です。

米田委員 ありがとうございます。

教育長 それでは、議案第1号に入らせて頂きます。

議案第1号学校医の異動及び委嘱について を議題と致します。学校教育課長宜しく願います。

学校教育課長 (別紙「学校医の異動及び委嘱(案)について」資料より説明)

教育長 議案第1号ご意見等ございませんか。
ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 では、ご異議ございませんので原案のとおり決することにします。

続きまして、議案第2号平橋本市社会教育委員の委嘱及び解任ついて を議題と致します。社会教育課長お願いします。

社会教育課長 (別紙「橋本市社会教育委員の委嘱及び解任について」資料より説明)

教育長 議案第2号については佐藤律子委員が生涯学習推進計画の策定に尽力いただいた。一定の期間を終了した、ということで退任になりました。代わりに岸田委員さんの推薦ということになっています。
このことについてご質問等ございませんか。
ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 ご異議がないようなので、議案第2号については原案の通り決することとします。
続いて第3号橋本市スポーツ推進審議会委員の委嘱について を議題とします。文化スポーツ室長お願いします。

文化スポーツ室長 (別紙「橋本市スポーツ推進議会委員について」資料より説明)

議案第3号についてご質問ご意見等ございませんか。

教育長 校長会から1名ということですが、これは4月の会議で決定してここに学校長会からの追加ということになります。
ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り決することにします。
続いて議案第4号橋本市スポーツ推進委員の委嘱及び任命について を議題とします。文化スポーツ室長お願いします。

文化スポーツ室長 (別紙「橋本市スポーツ推進委員の委嘱及び任命について」資料より説明)

教育長 議案第4号についてご質問ご意見等ございませんか。

ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り決することにします。

続いて議案第5号橋本市文化財保護審議会委員の委嘱の委嘱について を議題とします。

文化スポーツ室長 (別紙「橋本市文化財保護審議会委員の委嘱について」資料より説明)

教育長 議案第5号についてご質問ご意見等ございませんか。

ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り決することにします。

続いて議案第6号橋本市文化財の指定について を議題とします。

文化スポーツ室長 (別紙「橋本市文化財の指定について」資料より説明)

教育長 ご覧頂いて、議案第6号についてご質問ご意見等ありましたらよろしくお願ひします。

よろしいですか。他ございませんか。

議案第6号ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り決することにします。

議案第7号橋本市生涯学習推進計画の承認について を議題とします。

社会教育課長 (別紙「橋本市生涯学習推進計画(案)」資料より説明)

教育長 はい。ありがとうございます。

議案第7号についてご質問ご意見等ございませんか。

昨日岡田先生から答申もいただきました。社会教育委員、南出先生を中心にしながらかなりの協議をして頂いて、教育委員会会議にはもう少しその時の流れを報告させてもらった方が良かったのですが、1回か2回ぐらいの報告に終わったということで、申し訳ございませんでした。内容については教育大綱と非常にリンクした形で、出来上がっています。

議案第7号についてご異議等ございませんか。

各委員

異議なし

教育長

ないようですので、議案第7号については原案の通り決することになりました。続いて議案第8号橋本市教育委員会関係規則の改正について を議題とします。

教育総務課長

(別紙「橋本市教育委員会関係規則の改正について」資料より説明)

教育長

議案第8号についてご質問ご意見等ございませんか。

教育次長の名称が教育部長になります。教育委員会は教育部という形にはなりません。教育次長の名称が教育部長にかわるということになります。

ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

ご異議がないようですので、原案の通り決することとします。

続いて、議案第9号平成28年度橋本市教育委員会活動方針について を議題とします。

教育総務課
主任指導主事

(別紙「橋本市教育委員会活動方針について」資料より説明)

教育長

それでは、41ページ～43ページをご覧頂いて、ご意見等ありましたら、宜しくお願いします。

米田委員

これからについてはこういう具体的な資料とか、目標についてすべてこれでいくということですか。

事務局

こういう方向で行きたいと思います。

米田委員

かなりやっていると思いますが、言った以上は責任を持ってやって欲しいですね。それははっきりしますね。一歩前に進んでいると思います。

教育長

他にご意見ございませんか。

学校教育課長 すみません。訂正箇所があります。
43ページの③のウ学校や地区公民館を拠点として自己の学びと交流を推進する最初の所で、「地域と連携した防災教育を推進します。」はもう少し幅を広めて、安全教育にしたいと思います。防災教育も含むということにもなります。少し広げた形で交流をしたいと思います。

教育長 はい。安全教育という形で、防災もやっていくということです。
清田委員は何かありませんか。
よろしいですか。

清田委員 はい。

事務局 4月5日に例年管理職会議ということで学校長、幼稚園長、保育園長含んで会議をやらせてもらう場で、例年であれば、橋本市の教育の冊子をお配りするのですが、ここにある重点的な取組を配って説明し、施策が出来たら、学校・幼稚園にも配布したいと思います。本年は大綱を中心に管理職会議で説明したいと思います。

教育長 議案第9号についてご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 ご異議ないようですので、原案の通り決することにします。

事務局 次回4月定例会は4月19日（火）午後3時からでお願いします。みなさんよろしいですか。それではそのように決定いたします。これで3月定例会を閉会いたします。

(午前10時30分)

署 名 委 員